

岩手県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、福祉用具の給付、介護予防又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目10番23号	有限会社介護リフォームセンター遠野営業所	遠野市松崎町白岩第4地割22番地18	平成28年6月7日

2 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目10番23号	有限会社介護リフォームセンター遠野営業所	遠野市松崎町白岩第4地割22番地18	平成28年6月7日

3 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目10番23号	有限会社介護リフォームセンター遠野営業所	遠野市松崎町白岩第4地割22番地18	平成28年6月7日

4 特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目10番23号	有限会社介護リフォームセンター遠野営業所	遠野市松崎町白岩第4地割22番地18	平成28年6月7日